

一般送配電事業者のインバランス収支の扱いについて

2021年11月18日

資源エネルギー庁

本日御議論いただきたい事項

- 前回の小委員会では、一般送配電事業者のインバランス収支の扱いに関する大きな方向性について、御議論を頂いた。
- 本日は、調整に係る詳細な論点について、御議論を頂きたい。

論点番号	内容
論点 1	詳細な調整ルール ・ 調整額の計算方法、調整対象等
論点 2	BG内での配分 ・ BG内での配分の考え方、トラブルの抑制のための申請スキーム等
論点 3	その他の論点 ・ 調整方法の変更、請求書への印字等
論点 4	法制上の論点 ・ 不当な取り扱いの禁止等
論点 5	調整のスケジュール・取りまとめの方法

(参考) 委員等からの意見 (第37回電力・ガス基本政策小委員会 (2021年7月12日))

論点1：本年1月の収支に係る特別な取扱いの要否について

- ・ 昨冬が特別な事象だったからこそ、現在、今後このようなことが起こらないように、措置を様々講じていることを考えると、昨冬は特別な事象と捉えるべき。
- ・ 昨冬は特別な事象であり、インバランス料金算定式が対応できないような状態だったことを考えると、昨冬は切り出した上で、還元・調整が適切ではないか。他方で、過去の累積赤字を放っておくのではなく、併せて対応を検討することが必要。
- ・ 昨冬の価格高騰に関して、将来から振り返ってこの事象を見た時に、本当に特殊な状況だったかは現時点では判断できない。
- ・ 一般送配電事業者の過去の赤字分についても、別途対応は必要。
- ・ 今回の事象は、自由化の初期段階で発生したものであり、今回の事象が特殊だったことには異論はない。

論点2：本年1月の収支に係る還元・調整の対象範囲について

- ・ 一般送配電事業者の還元原資を考えると、損失を相殺するのはやむを得ない。貸倒損失額は時間が経過するにつれ変化するため、確定額で還元するのか、見込額で還元するのか、見込額の場合どのように見込むのか、について併せて検討が必要。
- ・ 貸倒損失のリスクの考慮は必要。

論点3：パブリックコメントで寄せられた還元・調整方法について

- ・ 過去の収支相償をすればしたら、短期間の料金の上げ下げが生じるため、例2-2が一番良いやり方なのではないか。
- ・ 還元方法について、例2-1の方が良い。過去の取引価格の遡及修正を行うと、過去に確定した決算や税務における問題が発生する。遡及修正と言いつつ、決算等に反映しない形で調整が必要。
- ・ 託送料金の改定について、法令上や契約上の整理は非常に複雑。実務的な検討をした上で、解決策を固める必要がある。
- ・ 例2-1や2-2を選択するのは相当難しい。政府は訴えられる危険性があるし、公平性等の問題もある中で、法令上許容できるような案ではない。
- ・ 法令上・契約上の課題もある上に、制度上の瑕疵がなかったという点も踏まえると、例1が合理的。
- ・ 市場調達をした小売事業者と、インバランスに任せた小売事業者との違いを考えると、例1が最も良いと考える。
- ・ 料金算定の実務面の影響やそれに向けた準備期間についても配慮をお願いしたい。

(参考) 委員等からの意見 (第38回電力・ガス基本政策小委員会 (2021年8月27日))

論点1：バランシンググループの取扱いについて

- 子BGにまで個別に還元する必要はなく、親BGに還元した上で、親子間で配分額は調整すれば良いのではないかと。子BGは国に還元額を報告すればいいのではないかと。還元の事務コストが過大になるのは望ましくはないが、影響のあった事業者に対し返すという基本に戻って議論が必要。
- 21年1月の事象は特別であったと捉え、実際にインバランスを負担した事業者に還元を行うべき。基本的には、親BGに還元した後に、BG内で再配分がいいのではないかと。不具合が起きれば、電力・ガス取引監視等委員会に相談するといったことも考えられるのではないかと。
- 21年1月の高騰時から現在までで所属BGを変えているケースもあると思う。そういった場合にも当時インバランスを負担した事業者に適切に還元がされるよう、親BGには善意をもって対応してほしい。
- BG内で調整を行う場合には、まずは親BGがBG内の各子BGの収支の精算を行い、親BGの収支が負になった場合に何らかの方法で還元を実施することが考えられる。
- 親BGと子BGの取り決めがどうなっているのか、しっかり確認する必要がある。

論点2：還元実務に関連する課題

- システムと実務のルール設定は、一般送配電事業者が個別に考えるのではなく、きちんとルールを作って行うべき。また、システムの改修は各社各様でやるのではなく、共同でアプリケーションを作成するといった工夫で事務コスト削減を図ることはできないか。
- インバランスの分割支払い申請の際には、親BGが子BGの分もまとめて申請を行っている。今回の還元についても同様に親BGが子BGの同意書をもらうなどして、まとめて対応することが考えられるのではないかと。また、それにより還元対象が減るため、還元の事務コストも削減できるのではないかと。

(参考) 委員等からの意見 (第40回電力・ガス基本政策小委員会 (2021年10月26日))

論点1：調整のあり方に関する論点

- 資本金が小さな小売電気事業者は、簡単に債務超過につながってしまう。遅滞なく還元をするべき。
- 小売電気事業者の業績予測や金融機関からのつなぎ融資の交渉材料になるため、還元のタイミングや還元金額はなるべく早急に固めるべき。
- 昨冬の市場価格について、見通すことは難しかったかもしれないが、一方でそういった中でもきちんと対応していた事業者もあり、事後の救済措置はフェアではない。仮に還元を行うとしても今後は遡及することがないよう、還元を行った事業者名を公表するなど、今回の対応が当たり前にならないようにすべき。
- 発電BGとして自家発電働をさせた結果インバランスを発生させた事業者への対応など、細かい論点もあると認識。
- 法制面の論点整理、具体的な算定方法、実務面の準備期間等も考慮の上、還元の在り方について引き続き検討してほしい。

論点2：個別調整後に残る収支の取扱いについて

- 残余収支については、レベニューキャップ制度の議論と整合するよう検討を進めてほしい。

● 本年1月のインバランス収支の還元・調整の在り方について、以下のような考え方についてどのように考えるか。

- 本年1月は、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、1月12日から15日までの取引価格の最高価格が4日間連続して200円/kWhを超えたことを踏まえ、市場参加者による電力の安定的な取引環境確保に向けた緊急的な対応として、2022年度以降導入予定のインバランス料金制度における、需給ひっ迫時の補正価格の200円/kWhを参考に、インバランス料金の上限を200円/kWhとする措置を講じた。また、本年7月には、事業者の事業予見性を高める観点から、セーフティネットとして、経済産業省令等を改正し、**需給ひっ迫時のインバランス料金の上限を200円/kWhとする措置を講じた。**
- 電力・ガス取引監視等委員会における検証においても、「**調整力のコストや需給ひっ迫状況とは異なる動きをしていた。**(略) 2022年度からは、インバランス料金が、需給調整市場価格を基礎とした上で、需給ひっ迫時は一般送配電事業者の「上げ余力」に応じた価格となる仕組みとなる。
(略) **2022年度以降は、この新たなインバランス料金制度の導入により、今冬のように売り切れ状態が継続した場合においても、スパイラル的な高騰は発生せず、需給の状況を離れて上昇することはなくなる**と考えられる。」との評価が行われた。
- 事業者においては、本年1月のインバランス料金については、年末までの分割納付措置を講じており、**現在もなお本年1月のインバランス料金の債務負担を負っている事業者**が存在。一方、当時の制度は審議会等での議論やパブリックコメント等も踏まえて予め定められていたものであり、**インバランスを発生させないよう、事前の調達や市場調達に努めた事業者**も存在。
- このように、**本年1月の事象に対する事業者毎の影響は多様**であるが、
 - ① 本年1月の市場価格の高騰が発生し得ることも見通して事業活動を行っていた事業者も存在した一方、この事象は新たなインバランス制度へ推移する端境期で生じた事象であり、**その後講じたセーフティネット措置から遡って考えれば、本年1月の事象は、事業者にとって予見可能性が低い事象であったと考えられること、**
 - ② こうした中で、本年1月に、余剰インバランス発生に伴う収入額より、不足インバランス発生に伴う支払額が大きかった事業者においては、**当時多大な支払額が生じ事業に影響が出た事業者**や**現在もなお本年1月のインバランス債務負担を負いながら事業を継続している事業者も存在**すること、
 - ③ 一方で、こうした中であっても、市場価格が高騰する時間帯にも計画値同時同量の達成のため、**市場調達に努めた事業者にとって不利益となることは望ましくないこと、**などに鑑み、**今後とも多様な事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、本年1月において、インバランス料金が200円/kWh及び市場価格の水準を越えた部分の負担額に応じて、BG毎に、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で還元・調整を行う**という考え方についてどのように考えるか。

(参考) 【論点2】個別還元後に残る収支の取扱い

- 本年1月のインバランス料金については、仮に論点1の手法で還元・調整を行っても、なお、プラスまたはマイナスの収支が残存することが考えられるところ、これについて、どのような取扱いが考えられるか。

- 論点1の方向性で個別還元を行っても、本年1月分のインバランス収支については、プラスまたはマイナスの収支が残存することが考えられる (以下、「還元後の残余収支」という)。これらについても、収支相償の原則に従い、調整を行うことが必要。
- 一方、今年度冬期は、一般送配電事業者においては、追加供給力(kW)公募及び追加kWh公募による支出が見込まれており、これらも託送料金の仕組みを通じた費用回収が必要となる事態に直面。また、平行して次年度以降の追加供給力確保の対応手段について議論が行われているところ、このような状況においては、毎年度、託送料金を変更するのではなく、一定程度将来を見越した運用が必要と考えられる。
- この点、仮に追加供給力(kW)公募及び追加kWh公募を行わなかったとした場合には、需給が逼迫し、市場での売切れに伴う市場価格高騰が生じ、スポット市場での電力調達に期待する市場参加者において損失が発生することにかんがみれば、これらの措置は、こうした事業者に対しての事前の備えとしての効果も期待できる。
- 以上を踏まえ、「還元後の残余収支」については、今後の追加供給力(kW)及びkWh公募の費用の回収と合わせて、最終的には、収支相償となるよう託送料金を通じた調整を行うことができるよう、
 - ① 還元・調整開始に併せ、想定される「還元後の残余収支」は、現行の託送制度上、インバランス収支として管理するとともに、
 - ② 追加供給力(kW)及びkWh公募の費用についてもこれと同様の管理を行い、
 - ③ これらを併せて収支相償の考え方の下、管理を行っていくという取扱いについてどう考えるか。

(参考) 【論点3】更なる論点について

- この還元・調整は「今後とも多様な事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点」から行うものであり、これは、**電気事業法における「電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る」という目的にも整合的なものである**と考えられるのではないかと。
- こうした法制面の論点も含め、本件については、本日の議論も踏まえて、次回以降、引き続き検討を深めていくこととしてはどうか。
 - － 法制面の論点（例えば、第18条（託送供給等約款）等との関係など）
 - － 実務面の論点
 - － BGにおける代表契約者とこれ以外の事業者の関係
 - － 未払い債務の取扱い 等

<参考> 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、**電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る**とともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする。

【論点1】詳細な調整ルール（1 / 3）

- 以下のような計算ルールや調整の対象についてどのように考えるか。

【論点1 - 1】調整を行う時の託送料金の計算方法

- 前回の小委員会の論点1において、「今後とも多様な事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、本年1月において、インバランス料金が200円/kWh及び市場価格の水準を越えた部分の負担額に応じて、BG毎に、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で還元・調整を行う」という内容を提示したところ。
- これを踏まえ、下記のような形で毎月の託送料金を計算してはどうか。

（1）調整を行う場合の毎月の託送料金

- 調整を行う場合のBG毎の毎月の託送料金について、

BGに属する全小売電気事業者の託送供給等約款上の毎月の託送料金の総和 - 毎月の調整額

という算定式に基づいて、託送料金を算定することとしてはどうか（ただし、毎月の調整額が毎月の託送料金の総和を超える場合は、一般送配電事業者からBGへの請求額は0円とし、翌月以降への繰り越しは実施しない。）。

（2）調整額について

- 前回の小委員会の論点1において、「②こうした中で、本年1月に、**余剰インバランス発生に伴う収入額より、不足インバランス発生に伴う支払額が大きかった事業者においては、**当時多大な支払額が生じ事業に影響が出た事業者や現在もなお本年1月のインバランス債務負担を負いながら事業を継続している事業者も存在すること」と記載している通り、**事業者の負担は、余剰インバランスによる一般送配電事業者による買取額**（BGにとっては収支上プラス）**と不足インバランスによるBGから一般送配電事業者への支払額**（BGにとっては収支上マイナス）**をネットしたもので**生じる。そのため、各BGにおける調整額の総額は、下記の通り計算を行ってはどうか。

各BGにおける調整額の総額 ※ただし、調整額は0円以上とし、託送料金が増額となる調整は行わないものとする。
= **（各コマにおける調整単価（不足）×各BGが発生させた各コマにおける不足インバランス量）の本年1月の累積額**
- **（各コマにおける調整単価（余剰）×各BGが発生させた各コマにおける余剰インバランス量）の本年1月の累積額**

- 早期調整の実現の観点から調整は6カ月間で行い、**毎月の調整額は各BGにおける調整額の総額を6で除したもの**としてはどうか。 9

【論点1】詳細な調整ルール（2 / 3）

- 以下のような計算ルールや調整の対象についてどのように考えるか。

（3）調整単価

- 各コマにおける調整単価は前回の小委員会の論点1における「インバランス料金が200円/kWh及び市場価格の水準を越えた部分」という記載を踏まえ、下記の通り計算を行ってはどうか。
 - 不足インバランスについて、
調整単価（不足） = 不足インバランス料金単価（K加算） - （200円/kWhと市場価格のうち、高い価格）
 - 余剰インバランスについて、
調整単価（余剰） = 余剰インバランス料金単価（L減算） - （200円/kWhと市場価格のうち、高い価格）
- ※ただし、調整単価が0円以下の場合は、0円とする（インバランス料金が200円/kWh及び市場価格を上回った場合を調整の対象とする）。
- この際、**市場価格はエリアごとの回避可能費用単価**（スポット市場と時間前市場の同一時間帯における売買取引価格の加重平均として、JEPXで公表されている価格）**としてはどうか**（なお、沖縄は全国の市場価格を参照とする）。

（4）未払金がある場合の調整

- インバランスの支払いを滞納している（一部滞納している場合を含む）事業者も存在。
 - 今回の調整を行った場合、**実際の支払い以上に調整が発生することも考えられること**、
 - 前回の小委員会の論点1の通り、今回の調整は、「**今後とも多様な事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から**」行われるものと考えるのであれば、**安定的な経営を継続している事業者に調整を行うことが望ましいこと**、
 - インバランス料金は、小売電気事業を行う上で必要な料金であり、未納であることは適切ではないところ、**調整方法が決定した後に、これをもって金融機関等からの借入れ等を通じ、未払いを解消するという手段も考えられること**、
- などを踏まえ、**申請を行う日（詳細は論点2）の時点で支払期限を超過しているインバランス料金の支払い（延滞金等を含む）**について、**申請を行う日までに全ての支払いが済んでいるBGに対して調整を行う形**としてはどうか。

【論点1】詳細な調整ルール（3 / 3）

- 以下のような計算ルールや調整の対象についてどのように考えるか。

【論点1 - 2】調整対象BG

- 発電BGとして、自家発電等を稼働させた結果、インバランスを発生させた事業者も存在したと考えられる。しかし、下記を踏まえると、今回の調整は、スポット市場の売り切れ等により大きな不足インバランスを出した**需要BGに対して**行うこととしてはどうか。
 - － 発電BGが、その電力を一般送配電事業者に対して販売した場合は、調整力として稼働費用の支払いがなされるため、インバランスは発生しない。
 - － 発電BGが、卸電力市場で売電していた場合は、
 - 実需給の前日の10時までに発電設備にトラブル等があった場合は、市場での売電を行わなければ、インバランスは発生しない。
 - また、前日10時以降にトラブルがあった場合には、インバランスが発生することになるが、影響は1日分だけに限られる（翌日からは売電を行わなければインバランスの発生を回避できる）。
 - さらに、昨冬のように市場価格が高騰している局面では、大きな収益機会があったと考えられる。
 - － 発電BGが、小売電気事業者との相対契約に基づく売電を行っていた場合は、
 - 小売電気事業者との契約で、発電機のトラブル等のリスクを小売電気事業者が負う（例：トラブルが起きたときは電力の供給を行わない、等）場合は、発電BGにインバランスは発生しない。
 - 小売電気事業者との契約で、発電機のトラブル等のリスクを発電事業者が負う（例：トラブルが起きたときは発電事業者が代替電源を確保する、等）場合は、発電BGにインバランスが発生する。しかしながら、この場合の相対契約価格は、こうしたリスクも織り込んだ価格として、契約がなされていると考えられる（厳しい需給状況であることを踏まえ、通常稼働しない電源を稼働している場合も考えられるが、この場合も、こうした契約が行われるのであれば、やはりリスクを加味した契約がなされていると考えられ、更には、市場価格高騰局面では、その機会費用が考慮された場合も考えられる。）。
 - － また、前回の小委員会の論点1の通り、今回の調整は、「今後とも多様な事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から」行われるものと考え、需要BGに対して調整を行うことがこの目的に直接的に資する。

<参考> 秋元委員発言概要（10/26小委員会）

- 今後具体的に還元方法を議論していくことになると思うが、発電BGとして自家発電稼働をさせた結果インバランスを発生させた事業者への対応など、細かい論点もあると認識。

(参考) 託送料金への影響

- マクロで見れば、毎月の全体の託送収益※は約3,500億円。昨冬のインバランス収支約1,200億円を機械的に6ヶ月で除すと約200億円（**全体の託送収益の約5%に相当**）。

※各社の送配電部門収支計算書の託送収益（インバランス収益除く）を合計（2020年度）。

第33回 制度設計専門会合（2021年4月16日）資料4-1より抜粋

- スポット価格が高騰した2020年12月～2021年1月（2ヶ月間）の一般送配電事業者のインバランス収支は、現時点における推計としては、以下のとおり。

※既に会社更生法の開始決定を受けた小売事業者もあるなど、貸倒損が発生する場合には、黒字幅は縮小する。
 ※支払期限日までの未入金額および分割特措による支払期限日以前の金額等、実際には一般送配電事業者に支払われていない金額も存在（4月5日時点）。

一般送配電事業者のひっ迫対応に係る収支（12月及び1月試算値）（注1） （億円）

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	合計	貸倒損を勘案した収支	
収支	55.6	195.7	293.5 ～391.7	193.1	72.3	192.5	149.3	44.5	107.2	10.4	1,314.1 ～1,412.3	1,114.1 ～1,212.3	
収入	不足インバランス料金収入	168.9	469.8	1,407.8	585.3	129.4	908.5	433.5	174.8	449.1	27.6	4,754.5	4,554.5
	下げ調整kWh収入	12.5	21.9	31.7	27.4	8.5	20.4	22.9	11.6	24.1	0.5	181.3	貸倒が発生すれば数値は減少 (注2)
	地帯間購入電源料等	27.9	913.5	1,011.5	210.9	36.9	178.1	34.9	24.7	27.6	0.0	2,465.9	
費用	余剰インバランス料金支出	119.9	324.5	879.5	308.4	59.7	234.9	192.8	104.6	318.8	15.2	2,558.3	-
	上げ調整kWh支出	24.5	24.4	284.5 ～382.7	236.3	15.7	315.2	21.2	19.4	23.1	2.4	966.7 ～1,064.8	-
	地帯間購入電源費等	9.2	860.6	895.3	85.6	27.1	364.4	127.9	42.6	51.7	-	2,464.4	-
(参考) 2019年営業収益	2,099.9	5,949.6	16,333.1	6,772.5	1,470.4	7,246.5	3,106.6	1,651.7	4,932.6	686.8	-	-	

(出典) 報告徴収回答を含む各社提出資料等により事務局作成。

(注1) 託送収支計算規則インバランス収支計算書上の扱いが明らかでない「一般送配電事業者の代理で調整力契約事業者が卸電力市場から調達した電気に係る支出」「自家発の稼働要請に係る支出」「上げ調整力OP追加費用」「燃料制約超過分の上げ調整kWh支出」については、ひっ迫対応に必要であった費用として「上げ調整kWh支出」に算入した。

(注2) 1月分インバランス料金支払期日である4月5日に入金がなかったインバランス料金を足し上げ、分割払対象事業者については、4月5日までに入金があれば全額支払、4月5日までに入金がなければ全額不払と仮定すると、約200億円の貸倒損が発生する可能性がある。なお、4月5日時点で一般送配電事業者に支払われていない1月分インバランス料金は10社合計で約1,260億円（支払期限日までの未入金額及び分割特措による支払期限日以前の金額の合計額（貸倒損発生の可能性として想定している200億円を含む））。

(注3) 沖縄エリアにおいては需給ひっ迫は発生していないが、インバランス料金単価の算定にJEPXスポット価格を参照しているため、12月及び1月のインバランス収支が通常よりも大きくなっている。

【論点2】BG内での配分（1 / 2）

- BG内での配分について、以下のような形で行うことについてどのように考えるか。

【論点2 - 1】基本的な考え方

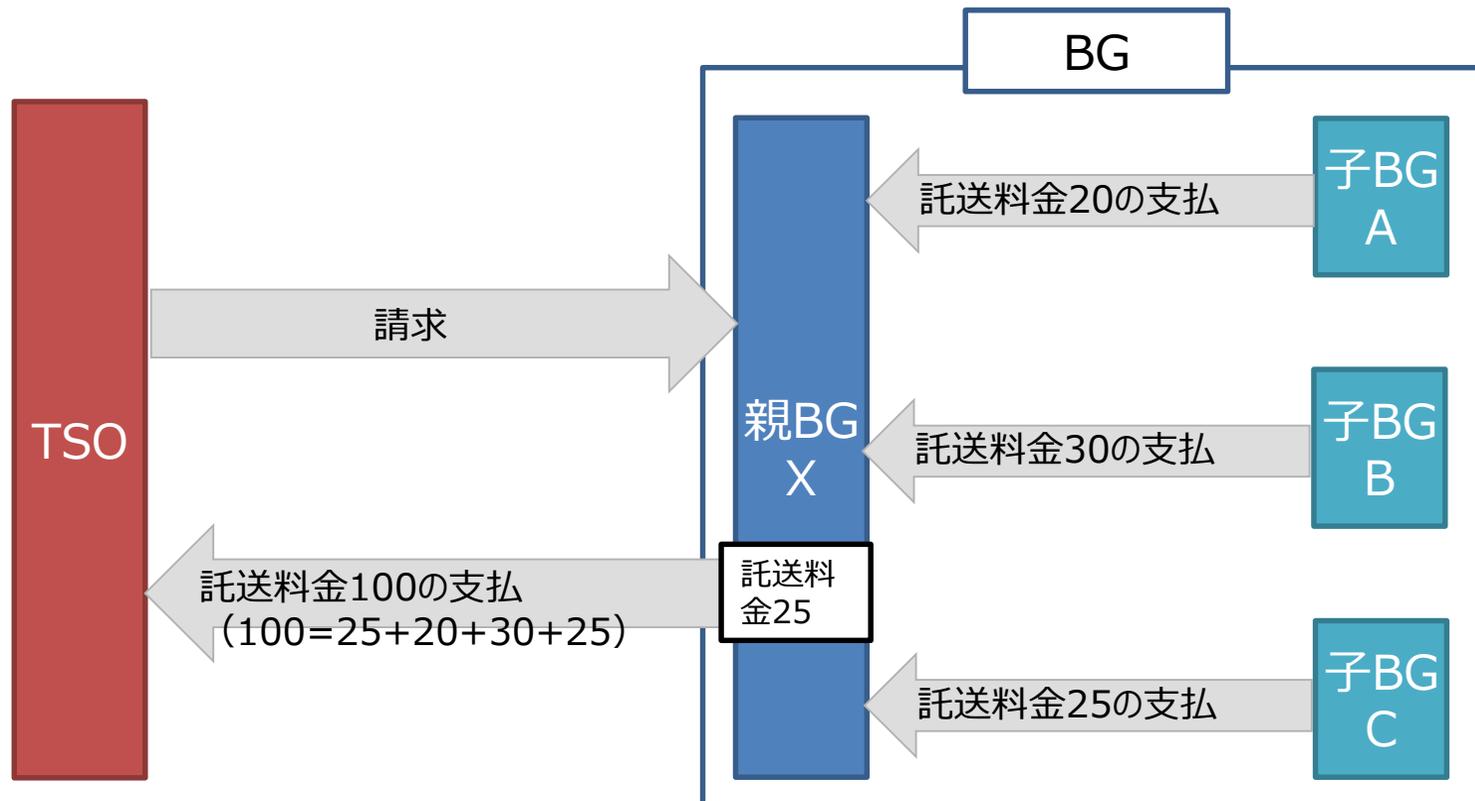
- BG内でのインバランスの負担の在り方は、親BGが全て負担する場合や、何らかの配分ルールに基づき子BGに配分する場合など、BG毎に様々考えられる。また、親BGと子BGの間の取引は、託送供給等約款に基づく取引ではない。
- このため、この託送料金の調整は、①一般送配電事業者からBGに対して一括して行い、②BG内の配分については各BGに任せる形で行うことが適当ではないか。

【論点2 - 2】申請スキームによる調整トラブルの抑制について

- 一方、調整後にBG間で配分に関してトラブルが発生することも考えられ、BG内での取引は当事者間の合意に基づく私契約の範疇であるとはいえ、これをできる限り抑制することも重要。
- このため、調整後にトラブルが発生することを抑制するため、下記のような形をとってはどうか。
 - 申請期限までに、申請時のBG内の全ての小売電気事業者と本年1月時点のBG内の全ての小売電気事業者の連名（ただし、すでに小売電気事業を行っていない事業者は除く）で、調整に関する申請書を一般送配電事業者に提出。なお、親BGから脱退した元子BGに配分を行うことも可能とする。
 - 申請書には、「一般送配電事業者から託送料金の減額を通じた調整を受けることについて同意すること」及び「BG内外の事業者間での配分について、署名に記載の全ての事業者間で合意を行ったこと」を記載するとともに、1月当時の託送供給等に係る契約書の写しを添付する。
 - なお、一般送配電事業者はあくまで申請を受け付け、それを踏まえて託送料金の減額調整を行うものであり、形式的な確認（上記申請書に記載の漏れがないか、等）のみを行う。

(参考) 託送料金の支払いプロセス

- 託送料金は個別債務であるものの、請求・支払いは親BG経由で調整される。



(参考) 調整プロセスのイメージ

① 調整額の計算

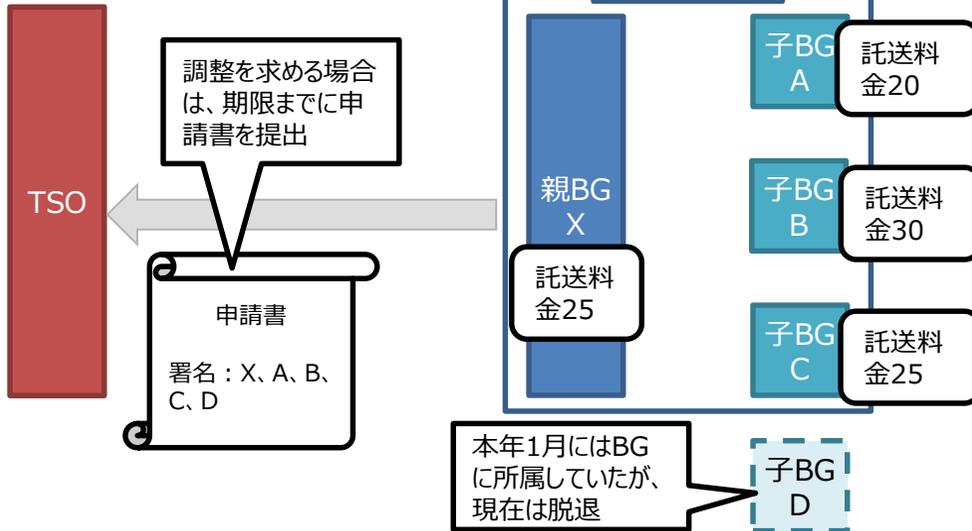
調整額 = (不足インバランス額 - 余剰インバランス額) ÷ 6ヶ月

- ・不足インバランス額
= (調整単価 × 不足インバランス量) の本年1月の累積額
- ・余剰インバランス額
= (調整単価 × 余剰インバランス量) の本年1月の累積額
- ・調整単価
= インバランス料金単価 - (200円/kWhと市場価格のうち、高い価格)
※不足インバランス料金はK加算、余剰インバランス料金はL減算
- ・調整額はマイナスの場合、0とする
- ・過去のインバランス料金が支払済であることが必要。

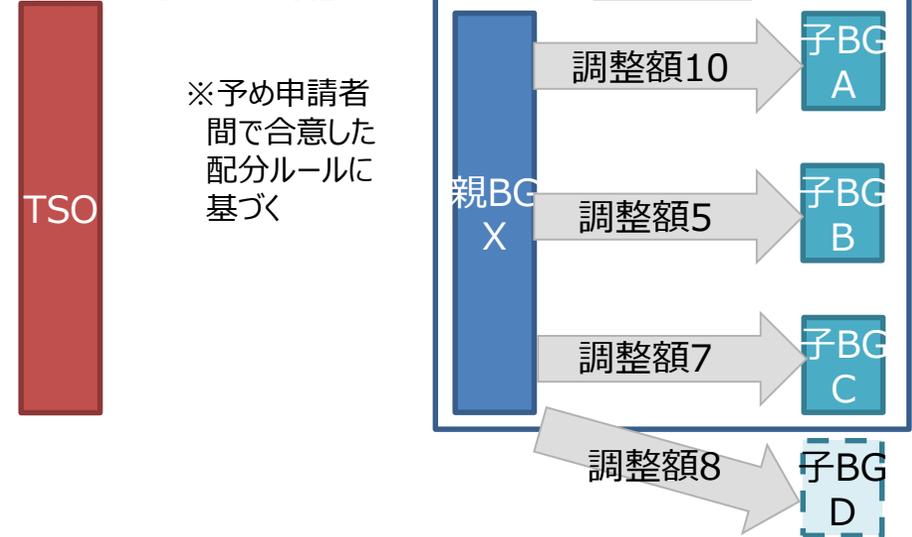
③ TSOからBGへの調整



② 申請



④ 申請者間での配分



【論点2】BG内での配分（2 / 2）

- BG内での配分について、以下のような形で行うことについてどのように考えるか。

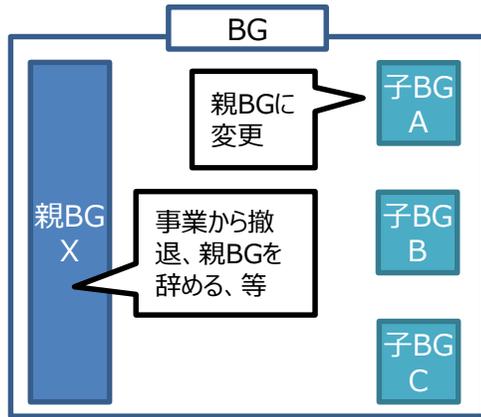
【論点2 - 3】親BGが不在の場合の調整

- 親BGがすでに倒産等で小売電気事業から撤退していたり、親BGを辞め、子BGとして他のBGの傘下に入っていたりする場合も考えられる。その場合、下記のような整理としてはどうか。
 - ① 1月当時のBGは解散せず、残りの子BGの中で新たに親BGとなった事業者がいる場合、その新たな親BG経由で託送料金を通じた調整を行う。
 - ② 1月当時のBGが解散し、親BGと子BGがバラバラに別のBGの傘下に入っている場合、任意の親BGを経由して、託送料金を通じた調整を行う。

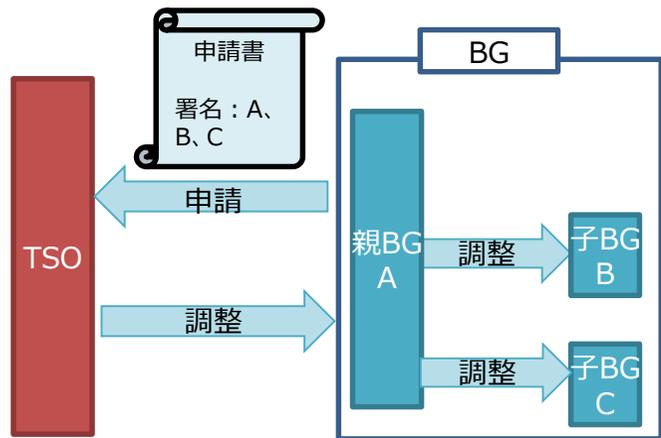
(参考) 親BGが不在の場合の調整

論点2-3① (BGは存続)

1月時点

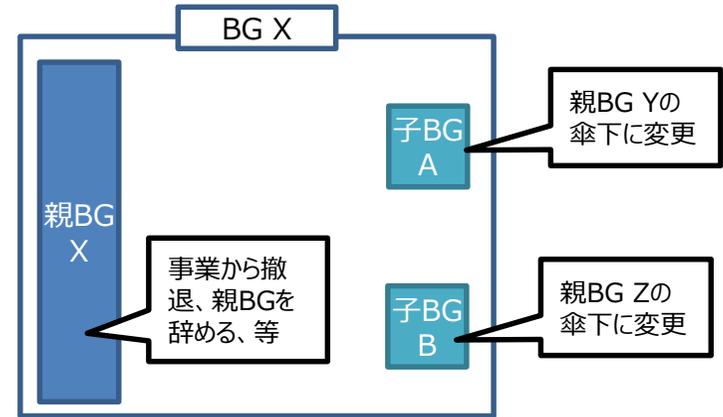


調整時点

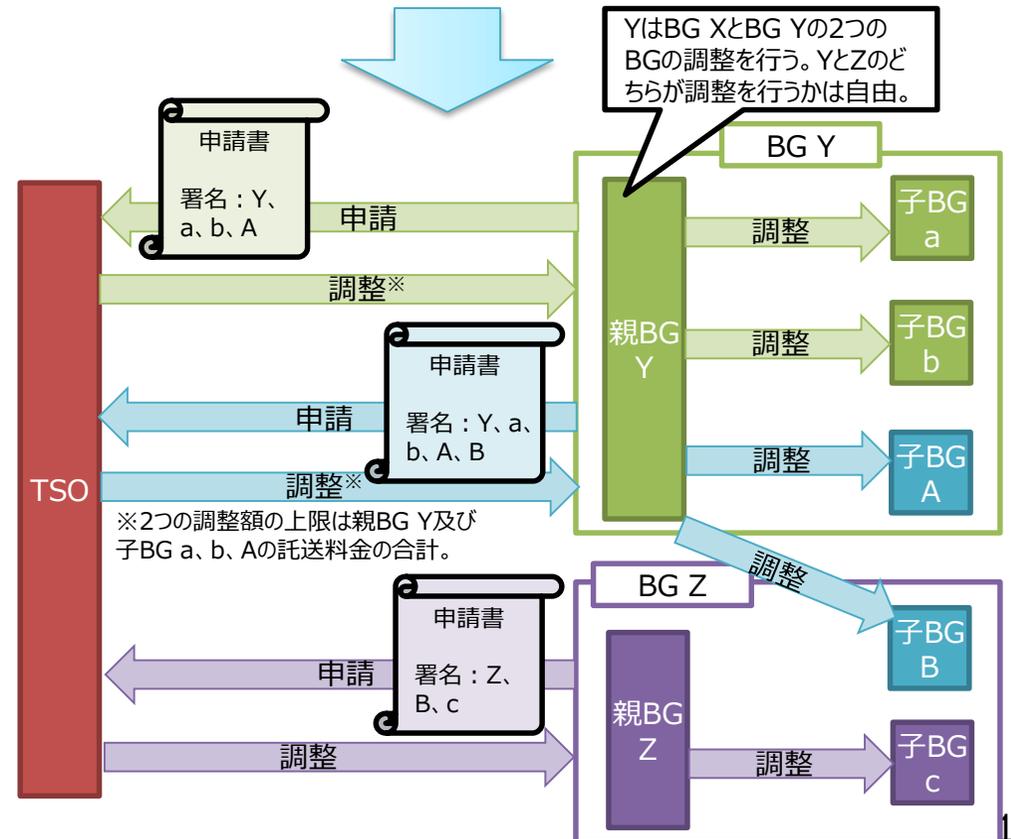


論点2-3② (BGが解散)

1月時点



調整時点



【論点3】その他の論点

- 下記の論点についてどのように考えるか。

【論点3-1】調整方法の変更

- 調整方法については、原則として、論点1、2の方法で行うこととするものの、一般送配電事業者とBG間で合意があった場合、一般送配電事業者の調整業務の負担軽減や誤請求・誤通知リスク低減の観点から、調整方法を変更することを可能としてはどうか。
 - 具体的には、調整額が極少額（例：計100万円以下、月あたりの託送料金の10%以下、等）であった場合、調整回数を減ずるといったことを想定。

【論点3-2】請求書の印字等

- 本調整は、迅速な調整のため、システム対応は行わず、手作業での作業を想定。そのため、一般送配電事業者による実務上の負担を軽減する観点から、請求書の印字等については、各一般送配電事業者の現行の実務に合わせて、各一般送配電事業者で自由に設定してはどうか。ただし、請求書の印字等の方法について、BGに対してわかりやすい説明（自社のHPでの掲載や申請時にBGに伝達を行うなど）を求めているかどうか。
 - （例）
 - 「その他料金」や「精算額等」の欄に計上。
 - 個別の請求書には調整額を反映せず、その後、調整額反映後の明細を別途通知のうえ、反映後の金額で支払う運用。

【論点4】法制上の論点（1 / 2）

- 下記の法制上の論点についてどのように考えるか。

【論点4 - 1】基本的な方針

- 今回の措置は、昨冬の事象は新たなインバランス制度へ推移する端境期で生じた事象であり、その後講じたセーフティネット措置（インバランス上限200円）から遡って考えれば、**本年1月の事象は、事業者にとって予見可能性が低い事象であったと考えられ、今回の措置は今回限りの極めて臨時的なものであること**等を踏まえると、法令改正等を伴った恒久的な措置としてではなく、特例的な対応を迅速に行うことが適切であると考えられる。
- 他方で、特例的な対応と言えども、事業者に判断の余地が多い措置となることは、トラブルの発生や制度の乱用などの観点から不適切である。
- そのため、次回小委員会にて、調整方法を事業者の判断の余地がない粒度で詳細に取りまとめを行った上で（論点5）、一般送配電事業者からの申請により、特例認可（電気事業法第18条第2項ただし書きによる措置。インバランス料金の200円/kWhの上限措置や分割支払いも特例認可を用いて行われた）によって、今回の措置を行ってはどうか。
- なお、特例認可は「託送供給等約款により難しい特別の事情がある場合」に限られるが、上記1ポツの通り、今回の措置は、あらかじめ予測し難い事柄であり、臨時的な措置を求められているため、「託送供給等約款により難しい特別の事情がある場合」に該当すると考えられるのではないか。

【論点4】法制上の論点（2 / 2）

- 下記の法制上の論点についてどのように考えるか。

【論点4 - 2】第23条第1項第2号の一般則（不当な取り扱いの禁止）に反していないか

- 一般送配電事業者の禁止行為等として、第23条第1項第2号に、「特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。」が掲げられている。この行為に該当するかどうかの判断は、その**不当性で判断**される。
- 下記の2点より、**今回の調整は「不当」ではないと整理ができるため、第23条第1項第2号の不当な差別的取扱いの禁止には当たらないと考えられるのではないか。**
 - ① 今回の調整は、
 - **パブリックコメントや様々な事業者等の意見を踏まえ、審議会における丁寧な議論を重ねた上での措置**であり、一般送配電事業者の判断のみによって講じるものではないこと、
 - **全事業者に対して、丁寧な議論を重ねた上での一律の調整ルールを設定**した上で、そのルールを元に調整額を計算した結果として、BG毎の託送料金に差が発生するものであり、一般送配電事業者の恣意性は排除されていること、
 - 上記の通り、全事業者に対して、一律の調整ルールを設定しているため、一般送配電事業者はそのグループ会社である小売電気事業者に対して、優先的な取扱い等は行っておらず、その他の小売電気事業者との公平性が保たれていること。
 - ② この不当性の具体例は適取GLにおいて、㊦一般送配電事業者の個別ルールの差別的な適用、㊧一般送配電事業者が保有する情報の差別的な開示・周知、㊨需要家への差別的な対応が示されているが、今回のケースは、これらの例には当たらないこと。

(参考) 関連条文等

○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）

（託送供給等約款）

第十八条

2 一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款（第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は次条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外の供給条件により託送供給等を行うてはならない。**ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件**（同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）**により託送供給等を行うときは、この限りでない。**

（一般送配電事業者の禁止行為等）

第二十三条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報を当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 **その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。**

三 前二号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

○2020年度 電気事業法の解説（経済産業省 資源エネルギー庁電力・ガス事業部 産業保安グループ 編）

（第十八条第二項（169P））

三 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等の実施【第2項ただし書】

(1) 天災地変等による災害を受けた地域について緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合や、開発途上の需要、少数の需要等特殊な需要であることから、多くの事業者と一律の取引を行うことを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合などが想定されることから、特別な事情がある場合において経済産業大臣の認可を受けた場合には、託送供給等約款によらないで託送供給等を行うことを許容することとされた。

(2) 「その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」とは、例えば、託送供給等約款には一般的に託送料金の支払期日が定められており、当該支払期日を超えた場合には一定の延滞料金を支払わなければならないことが定められているところ、例えば、託送供給を受けている小売電気事業者が災害等により通常支払期日に託送料金を支払うことができないような場合には、料金の支払期日を延長する旨の特例を適用することが考えられる。あるいは、開発途上の需要、少数の需要等特殊な需要であることから、多くの需要家と一律の取引を行うことを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合等をいう。

(3) このただし書の規定は、**あらかじめ予測し難い事柄や特殊な需要に対して適用されるものであるため、承認基準が定め難く、したがって承認をなすべきか否かは経済産業大臣の判断に委ねられている。**

（第二十三条第一項第二号（217P））

(4) 「**不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること**」とは、差別的に取り扱うことをいうが、「不当に」は「利益を与え」及び「不利益を与え」にもかかるものであり、したがって、いずれの場合であっても**不当性が要件となる**。また、「**優先的な取扱い**」及び「**利益を与え**」とは、関係事業者や自社にとって都合の良い系統利用者を**不当に優遇する場合を想定**したものであり、例えば、特定の事業者との関係で、電気事業以外の事業において便宜を図らせる見返りに送配電等業務において優遇するような場合も含まれる。その他、典型的には、例えば、①一般送配電事業者の個別ルール（社内ルール）の差別的な適用、②一般送配電事業者が保有する情報の差別的な開示・周知、③需要家への差別的な対応が考えられるところ、具体例については、適取 GL において示されている。

【論点5】調整のスケジュール・取りまとめの方法

- 実務的に可能かつ合理的な形で、速やかに調整の手続きを進めていくこととし、次回の小委員会でスケジュールを示すこととしてはどうか。
 - 特例認可手続き
 - BGから一般送配電事業者への申請書の提出
 - 調整開始・終了のタイミング
- また、各事業者（一般送配電事業者、親BG、子BG）の立場や役割を明らかにし、調整トラブル等を極力少なくするためにも、本日議論した調整方法を詳細に書き記し、次回の小委員会で取りまとめてはどうか。